

様式2-2（第7条第1項関係）

監査報告（決算監査用）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における、理事の職務の執行状況について行った監査の結果は下記のとおりです。

記

1 監査の方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の取集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況について調査を行って、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）及び財産目録の内容について検証を行った。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の内容についても検証を行った。

2 監査実施期間

○事業報告及びその附属明細書に関する監査

令和7年5月23日

○計算書類、財産目録その附属明細書に関する監査

令和7年5月23日

3 監事の意見

○事業報告及びその附属明細書に関する意見

法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

○計算書類及びその附属明細書に関する意見

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

○理事による不正の行為又は法令等に違反する行為の有無

不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

○個別事項に関する意見

別表のとおりです。

4 附属資料

監事監査チェックリストの写

令和7年5月23日

監事 斎藤 憲一



監事 上辻 守



別表

事項	項目	監事意見
業務管理	定款	適正である
	内部管理体制	"
	評議員	"
	評議員会	"
	理事	"
	監事	"
	理事会	"
	会計監査人	非該当
	評議員理事監事の報酬	適正である
	事業一般	"
	社会福祉事業	"
	公益事業	"
	収益事業	非該当
	人事労務管理人事管理	適正である
	労務管理	"
	資産管理基本財産	"
	基本財産以外の財産	"
	株式保有	非該当
	不動産の借用	適正である
	利益供与の禁止	"
	充実計画	非該当
	情報公開	適正である
	苦情解決	"
	登記事項	"
	寄附	"
	計算書類等	"
	事故対応	"
	防災対策等	"
会計管理	予算	適正である
	経理体制	"
	会計帳簿	"
	計算書類等	"
	出納	"

会 計 管 理	資産負債の基本的な会計処理	適正である
	収益費用の基本的な会計処理	〃
	内部取引	〃
	預貯金	〃
	徴収不能額	非該当
	有価証券	〃
	棚卸資産	〃
	経過勘定	適正である
	固定資産	〃
	借入金	〃
	債権債務の状況	—
	リース取引	適正である
	引当金	〃
	基本金	〃
	決算	〃
	内部監査	〃
	預り金	〃
	運営費等の使途制限	〃
	国庫補助金等特別積立金	〃
	その他の積立金	〃
	補助金	〃
	寄附金	〃
	共通支出の配分	〃
	整合性	〃
	計算書類等の注記	〃
	契約	〃
	その他	〃

(注) 監事意見欄は、監事監査チェックリストによる確認結果に基づき、区分ごとに「適正である」「概ね適正である」「〇〇の処理が、〇〇となっており、〇〇規程〇〇条に違反しているので是正されたい。」(是正又は改善を要する点は具体的に記載) 等の意見を記載する。